平成 19 年度版

室蘭地域環境保全連絡会議
報告書

平成 20 年 3 月

室蘭地域環境保全連絡会議

はじめに

平成 20 年 7 月開催予定の北海道洞爺湖サミットを直前にひかえ、地球温暖化防止対策など、環境への関心が高まっておりますが、環境保全の取り組みは、地球温暖化問題ばかりではなく、様々な化学物質の汚染対策など、総合的な対策が必要となっております。

これらの対策のためには、全国一律の対応とともに、それぞれの地域特性に合わせた取り組みの推進が求められており、室蘭地域の環境保全の取組みを推進するため、本市においては、平成 17 年 3 月に事業者、北海道、室蘭市の 3 者による「室蘭地域環境保全連絡会議」を設立し、従来の規制的な手法ではなく、事業者と行政が連携して汚染物質の調査や対策等を進めてきました。

平成 18 年度は、取り組みに賛同する新たな事業者の加入もあり、環境保全の取り組みも広がりを見せております。

本報告書は、事業者の方々が平成 18 年度に取り組んだ調査や対策等をまとめたものですので、是非ご覧頂き、ご理解を深めていただければ幸いです。

平成 20 年 3 月

室蘭地域環境保全連絡会議
事務局 室蘭市生活環境部 環境対策課

目　　次

ページ

1、室蘭地域環境保全連絡会議設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2、室蘭地域環境保全連絡会議構成員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3、環境保全計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4、環境保全計画の平成 18 年度実績と今後の計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4－1　新日本製鐵(株)室蘭製鐵所、北海製鉄(株) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4－2　(株)日本製鋼所室蘭製作所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

4－3　新日本石油精製(株)室蘭製油所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

4－4　日鐵セメント(株) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

4－5　三菱製鋼室蘭特殊鋼(株) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

4－6　(株)テツゲン室蘭支店 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

4－７　黒崎播磨(株)室蘭石灰工場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

5、有害大気汚染物質およびダイオキシン類の測定結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

参　考

室蘭市環境基本条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

表紙の写真　イタンキ浜のビオトープ

1、室蘭地域環境保全連絡会議設置要綱

（連絡会議の設置）
第１条　室蘭地域の環境保全の取り組みを推進するため、「室蘭地域環境保全連絡会議」を設置する。（以下「連絡会議」という。）
（構成員）
第２条　連絡会議の構成員は、別紙に掲げる室蘭市内の事業者、北海道および室蘭市とする。
（取り組み）
第３条　連絡会議は、次に掲げる取り組みを推進する。
（１）構成員は、相互に環境に関する情報交換を行い、室蘭地域の環境負荷の低減に努める。
（２）構成員である事業者は、自らの環境負荷を調査・把握し、環境負荷の低減を進めるための計画を策定し、実行する。
（３）室蘭市は、北海道と連携して、事業者が策定した計画の進捗状況の確認や実績の取りまとめなどを行う。
（事務局）
第４条　連絡会議の事務局は、室蘭市生活環境部環境対策課におく。
（運営）
第５条　連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。
２　連絡会議は、構成員の発議により室蘭市生活環境部環境対策課長が召集する。
（その他）
第６条　その他、要綱に定めるものの他、連絡会議の運営に関する必要な事項は別途定める。

附　則
この要綱は、平成 17 年 3 月 25 日から施行する。

2、室蘭地域環境保全連絡会議構成員名簿

	構　成　員	
1	新日本製鐵(株)室蘭製鐵所	事業者
2	北海製鉄(株)	
3	(株)日本製鋼所室蘭製作所	
4	新日本石油精製(株)室蘭製油所	
5	日鐵セメント(株)	
6	三菱製鋼室蘭特殊鋼(株)室蘭製作所	
7	(株)テツゲン室蘭支店	
8	黒崎播磨(株)室蘭石灰工場	
9	北海道胆振支庁地域振興部 環境生活課	北海道
10	室蘭市生活環境部 環境対策課	室蘭市 （事務局）

3、環境保全計画の概要

事業者名		新日本製鐵(株)室蘭製鐵所 北海製鉄(株)	(株)日本製鋼所室蘭製作所
事業概要		約 100 年にわたる道内唯一の一貫製鉄所で、特殊鋼棒鋼・線材製造拠点として、自動車エンジン・駆動系部品用の鋼材等を生産するとともに、環境に配慮したプラスチックリサイクル事業や、製鉄スラグを利用した商品の開発、ＰＣＢ処理施設への協力等、資源循環型の製鉄所として地域や北海道経済に寄与しています。 一方、北海製鉄(株）は新日鐵（株）と三菱製鋼(株）が共同出資して設立した会社で、室蘭製鐵所の高炉・コークス関係設備を承継して銑鉄を生産しています。 新日鐵(株）　粗鋼生産量：155 万ｔ 北海製鉄(株）　出銑量：230 万ｔ	明治 40 年民間兵器会社として室蘭に設立された。室蘭製作所は戦後いち早く民需転換を行い、基幹産業向けに大型鋳鍛鋼品（火力・水力発電機用部材、原子炉圧力容器用部材等)、各種塔槽類（石油精製、石油化学用圧力容器等)、鋼板（クラッド鋼板）を製造しています。 環境関連事業の取組として風力発電システム事業（エンジニアリング、ブレード、タワーの製造)、水素利用システム事業（水素貯蔵システムの製造）に取り組んでいます。 H18 年度の製品出荷量は約 91,000ｔ。
調査対象物質		ベンゼン他	ニッケル化合物
対象期間		平成 17 年 6 月～平成 20 年 3 月	平成 17 年 6 月～平成 20 年 3 月
計画内容	概要	対策設備の維持管理の安定化を促進し、排出量の低位安定化を図るべく、ベンゼンを主に管理していくこととし、その他関係のある物質についても調査することとします。	作業状況を見直し、関連作業・工程の改善、関連設備の改善、新規設備の導入等を進めます。
	H17	対策設備の維持管理調査及び対策検討 ①対策設備の再点検 ②測定調査の継続 ③調査結果の整理 ④対策検討	･発生源の調査継続 ･環境負荷影響の調査 ･対策立案、実施
	H18	重点箇所の対策具現化（必要な設備対策着手） ①対策内容の検討 ②測定調査 ③調査結果の整理 ④対策着手	･環境負荷影響の調査 ･対策立案、実施
	H19	対策の実行・フォロー ①対策等の実施・評価 ②調査結果の整理	･環境負荷影響の調査 ･対策立案、実施 ･対策の評価

事業者名		新日本石油精製(株)室蘭製油所	日鐵セメント(株)
事業概要		昭和 31 年 12 月に原油処理能力 7,500 バーレル／日で操業を開始、昭和 48 年以降、処理能力を増強し、現在では 180,000 バーレル／日と道内最大の処理能力を有しています。主要生産品目は北海道で需要の高い灯油・軽油・A 重油の製品を安定的に供給するため、重質油を軽質油にかえる分解型の装置を重点配置し、付加価値の高い製品の生産を行っています。 また、近年では発電設備の設置、粗キシレン、トルエン、ブチレンなど石油化学製品の出荷を開始するなど、総合エネルギー基地として北海道のエネルギーを支えています。 平成 18 年度原油処理量　961.7 万 kl	当社は、昭和 29 年 6 月 28 日現新日本製鐵(株)と現住友大阪セメント(株)の共同出資により設立され、高炉セメントを主力製品として、白鳥大橋やダムなどの大型プロジェクトを縁の下から支え続けています。高炉セメントは、省資源・省エネルギー・CO_2削減を図ることができる環境に優しい製品です。 また、リサイクル資源（廃棄物・副産物）の有効活用を積極的に推進し、循環型社会への貢献を通じて、北海道の美しい明日を築くために邁進しています。 平成 18 年度のセメント生産実績は 116 万トン、北海道におけるセメントシェアは約 30%となっています。
調査対象物質		ベンゼン	ダイオキシン、ベンゼン
対象期間		平成 17 年度～平成 22 年度	平成 17 年 6 月～平成 20 年 3 月
計画内容	概要	タンク開放点検に合わせ 6 カ年計画でガソリンの固定屋根式タンク（6 基）の構造を内部浮屋根式タンクへ改造する。	当社で取り扱う原料・燃料より有害大気汚染物質等の推定される対象物質を特定し、その環境負荷を調査・把握する。
	H17	・有害大気汚染物質の大気への排出量等の把握 ・事業所周辺濃度の把握 ・タンク 1 基改造	①対象物質の特定 ②測定調査の実施 ③調査結果の検証
	H18	・有害大気汚染物質の大気への排出量等の把握 ・事業所周辺濃度の把握	①対象物質の再特定 ②測定調査の継続 ③調査結果の再検証
	H19	・有害大気汚染物質の大気への排出量等の把握 ・事業所周辺濃度の把握 ・タンク 1 基改造予定	①対象物質の再特定 ②測定調査の継続 ③調査結果の再検証
	H20	・有害大気汚染物質の大気への排出量等の把握 ・事業所周辺濃度の把握 ・タンク 2 基改造予定	
	H21	・有害大気汚染物質の大気への排出量等の把握 ・事業所周辺濃度の把握	
	H22	・有害大気汚染物質の大気への排出量等の把握 ・事業所周辺濃度の把握 ・タンク 2 基改造予定	

事業者名		三菱製鋼室蘭特殊鋼(株)室蘭製作所	(株)テツゲン 室蘭支店
事業概要		当社は三菱製鋼(株)東京製作所の鋼材部門を室蘭市に移転すると同時に、三菱製鋼室蘭特殊鋼(株)として発足し、平成6年4月から営業運転を開始しました。 三菱製鋼は、自動車用構造鋼を世界に先駆けて炉外精錬プロセスで製造し、その品質向上に大きな足跡を残しました。 室蘭では溶銑及び溶鋼を主原料として、大幅な品質向上、省エネルギーに取り組み、地球にやさしい特殊鋼造りを目指しています。 また、平成14年にはISO14001を取得し、生産から物流まで、全ての工程において、環境に配慮した活動を行っております。	当社は、昭和 14 年、石炭を販売する「明治石炭株式会社」を創立、その後、日本製鐵(株)の原料輸送業務を担当し、昭和 18 年に商号を「製鐵原料輸送株式会社」と改称、戦後は、室蘭コークス工場及び炭鉱を経営し、昭和 35 年には商号を「株式会社鐵原」と改めました。 一方、室蘭では昭和 28 年「日鐵化学工業(株)室蘭コークス工場」から経営を継承し、コークスの製造・販売及び化成品・コークス炉ガスの製造・精製・販売事業を行い、現在は、新日鐵構内ダスト類の処理によるペレット類の製造、塩酸回収、鉄鋼スラグ処理によるスラグ製品の製造販売、工場排水の水処理、これらの鉄鋼資源の再利用を主軸とし、石炭・油類、他産業機器の販売や都市ガス卸し供給事業等を行っています。新日本製鐵グループとして全国に 7 支店･3 事業所があります。
調査対象物質		重金属類、VOC	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等
対象期間		平成 17 年 6 月～平成 20 年 3 月	平成 19 年 4 月～平成 21 年 3 月
計画内容	概要	原料・燃料より有害大気汚染物質等の推定される対象物質を特定し、その環境負荷を調査し、結果に基づき、以降の保全計画を再検討する。	・排出ガス測定項目濃度の低減・管理推進 ・公害防止設備の保全強化推進 ・環境負荷の調査把握
	H17	実態調査 ①大気排出量調査 ②発生源等の調査 ③測定調査	
	H18	重点箇所の調査 ①測定調査 ②操業との関係調査 ③対策検討	
	H19	対策検討 ①規制動向確認 ②操業設備対策（必要に応じて） ③評価	① 対象物質の再特定 ② 測定調査の継続 ③ 測定結果の再検証
	H20		① 対象物質の再特定 ② 測定調査の継続 ③ 測定結果の再検証

事業者名		黒崎播磨(株)室蘭石灰工場	
事業概要		当社は新日鐵構内で生石灰を生産しており、昭和 36 年に当時の富士製鐵が生産を開始して以来47年操業を行っております。 生石灰は、グラウンドのライン引き用消石灰の元となる製品で、お菓子の乾燥剤としても使用されておりますが、室蘭工場の製品は 99%製鉄用に使用され、新日鐵・三菱特殊鋼・日本製鋼所の高級な鉄を造るためには不可欠な製品です。	
調査対象物質		硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等	
対象期間		平成 19 年 7 月～平成 21 年 3 月	
計画内容	概要	ばい煙発生施設（ロータリーキルン）の実態調査と対策の実施。 アスファルト舗装による粉塵飛散対策の推進。 老朽設備解体跡地の芝生・植樹の推進。	
	H17		
	H18		
	H19	ロータリーキルンの実態調査 ①操業条件と大気排出量調査 ②原料・燃料の調査 ③環境負荷低減設備の調査	
	H20	ロータリーキルンの対策実施 ①最適条件操業の標準化 ②条件変化に対応した基準の設定 ③老朽化設備更新計画の作成	

4、環境保全計画の平成 18 年度実績と今後の計画

4－1　新日本製鐵(株)室蘭製鐵所、北海製鉄(株)

当社では、ベンゼンの自主管理計画が平成 15 年度に終了しましたが、その後もベンゼン削減に向けた取り組みを推進するとともに、ニッケルやマンガンの調査を進めています。
また地域の方々とは、工場見学や環境社会報告書等を通じて積極的に情報の公開を進めています。

（１）環境調査結果

測定点図

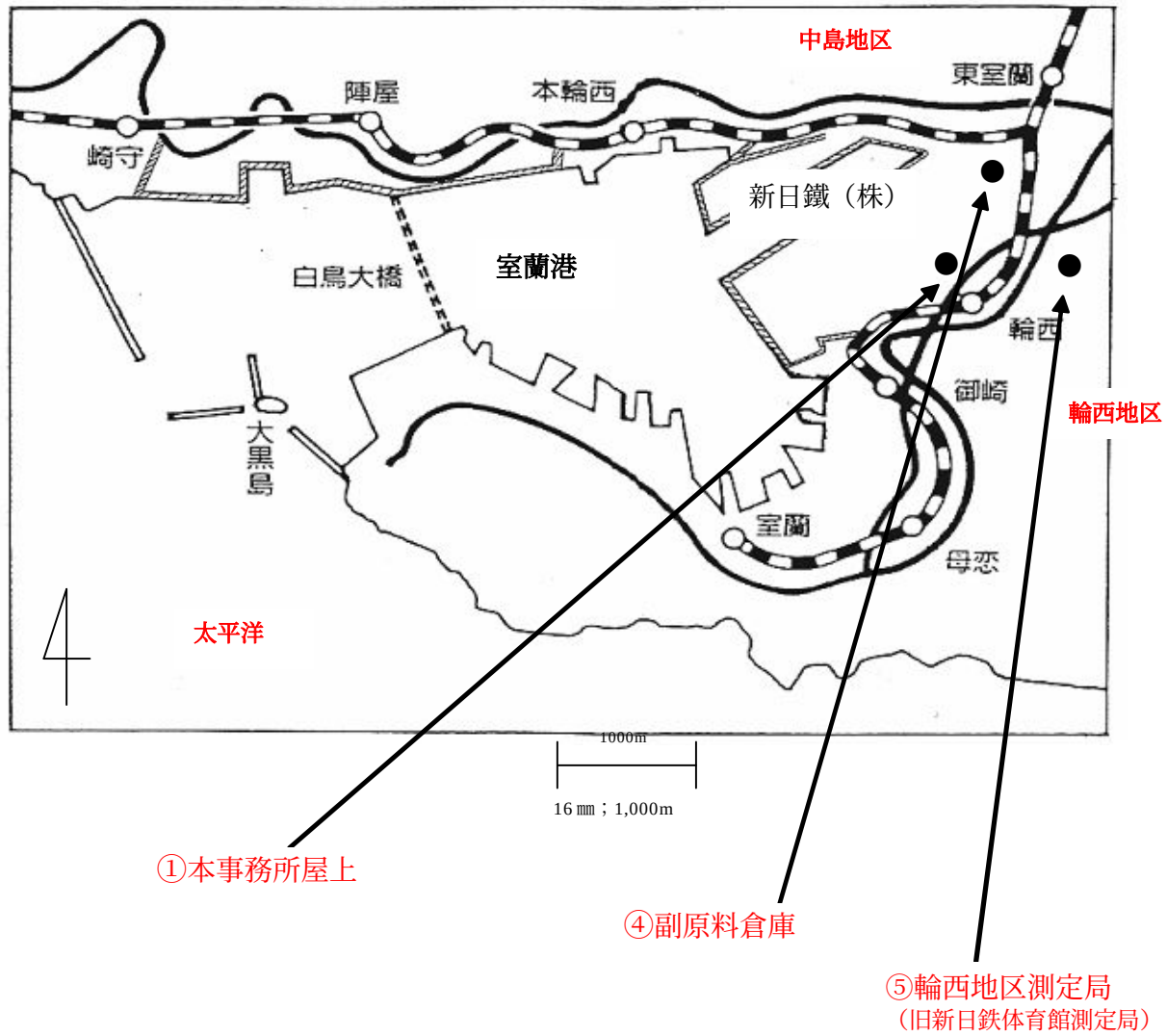

1）ベンゼン

北海製鉄(株)は、平成 13 年、経済産業省の「事業者による有害大気汚染物質の自主管理計画の促進について」の改定に基づき、ベンゼンに係る地域自主管理計画（第 2 期：H13～H15 年度）を策定して種々の設備対策を実施し、平成 15 年度には、削減計画排出量　20 トン/年以下に削減しました。

又、室蘭市が測定している輪西地区測定局（旧新日鉄体育館測定局）の環境濃度も、平成 16 年度から環境基準(3μg/m³ 以下)を達成しています。

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
排出量（t/年）	95.4	50.0	28.7	19.4	19.0	19.3	19.4
環境濃度（μg/m³）	6.7	3.4	3.8	3.7	2.2	1.6	2.3

※ μg： マイクログラム（百万分の１グラム）　例 0.000001g

更に構内 2 箇所で毎月 1 回（年 12 回）濃度調査を行いました。工場の構内のため環境基準は適用されませんが、本事務所で環境基準を僅かに上回りました。

（単位：μg/m³）

測定点	平均濃度
本事務所	3.4
副原料倉庫	1.4

2）ニッケル

大気汚染防止法における有害大気汚染物質のうち、ニッケルについて本事務所で調査しました。

工場の構内のため国の指針値(0.025μg/m³ 以下)は適用されませんが、この指針値を達成しています。

（単位：μg/m³）

測定点	平均濃度
本事務所	0.01

3）マンガン

大気汚染防止法における有害大気汚染物質のうち、環境基準や指針値は定められていませんが、マンガンについて本事務所で調査しました。

（単位：μg/m³）

測定点	平均濃度
本事務所	0.27

（２）実施した対策等

１）設備管理の充実化

①ベンゼン排出抑制対策設備の点検強化
ポータブルガスクロマトグラフを導入し、迅速な測定と対処を実施中。

ポータブルガスクロマトグラフを使用した現場測定
（ベンゼンタンク吸収塔）

ポータブルガスクロマトグラフ（重量 6.8kg）

②第 6 コークス炉稼働

平成 18 年 3 月から改修工事を進めてきた北海製鉄(株)第 6 コークス炉が、平成 19 年 5 月 21 日稼働。

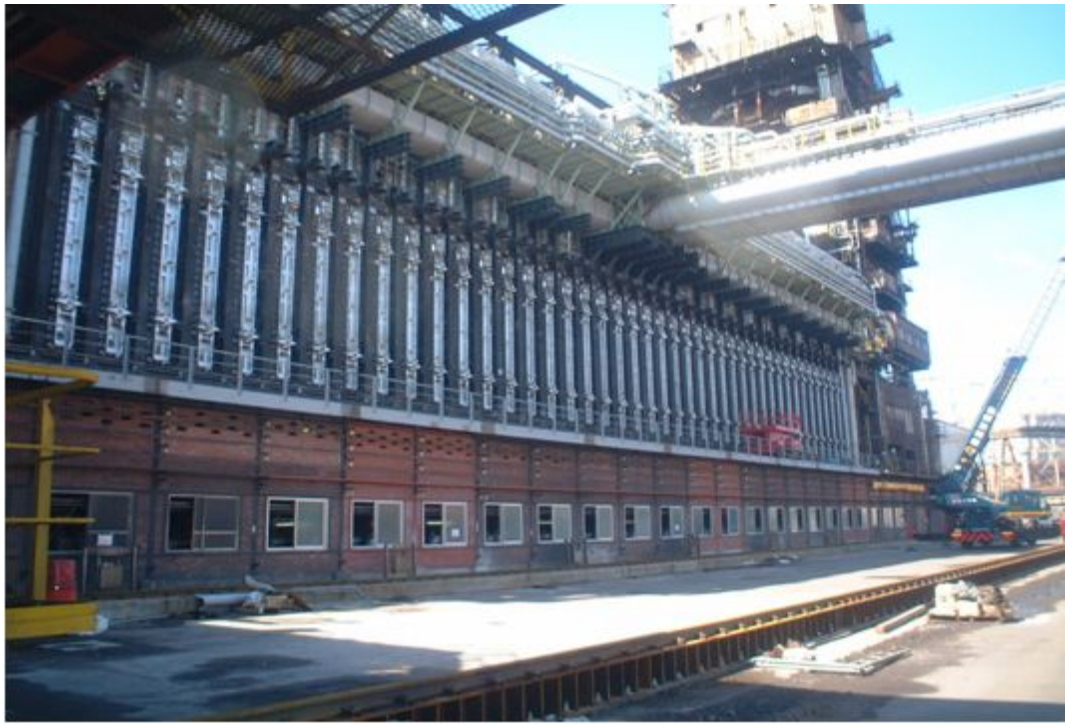

第 6 コークス炉プッシャーサイド（コークスを押出す側）からの全景

③第 5 コークス炉煙道に集塵装置の設置。（粉じん濃度の減少）

平成 18 年 5 月 19 日稼働開始。

第 5 コークス炉煙道集塵装置

2）粉じん抑制対策

①道路の整備と清掃

路面を整備し清掃効率を向上させ、散水による粉じんの抑制とロードスイーパーによる清掃を行っています。

清掃範囲（幅 3.0 メートル）

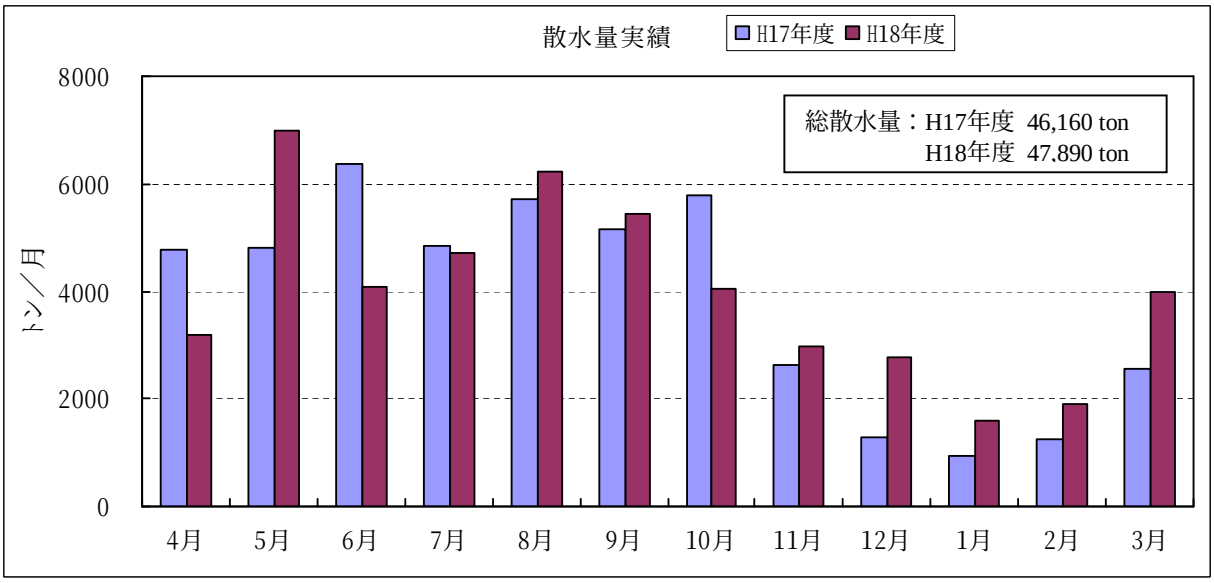

（3）平成 19 年度以降の計画

1）有害大気汚染物質の大気排出量等の把握

「PRTR 法」に基づく(社)日本鉄鋼連盟が策定した「鉄連 PRTR マニュアル」を用いて有害大気汚染物質の大気への排出量を把握します。

2）事業所周辺の有害大気汚染物質濃度を調査します。

	平成 19 年度
ベンゼン測定点 （測定頻度）	2 点 （1 回／月）
ニッケル・マンガン測定点 （測定頻度）	1 点 （2 回／年）

3）設備の整備・補修を進め、ベンゼン等の有害大気汚染物質排出量の一層の減少を図ります。

（4）その他

1）防災訓練による環境リスクの低減活動

火災事故により地域社会に大きな環境影響を与えることのないように、防災訓練等も定期的に実施しています。

特に室蘭地域は、石油コンビナート等特別防災区域になっており、室蘭消防署や市内の特定事業所とも連携した訓練を実施しています。

室蘭市石油コンビナート等特別防災区域協議会総合防災訓練

訓練終了に伴う所長訓辞

2）情報の提供

①環境講演会など環境関連事業への積極的な参加。

平成 18 年 6 月 5 日　室蘭市環境講演会への参加等

②我が家の CO_2（CO_2 削減運動の実施）

産業部門が順調に CO_2 を削減している一方、民生・運輸、家庭部門の削減が課題となっています。

新日鉄では、全国の製鉄所・本社で 500 世帯を目標に、オフィスや家庭における CO_2 排出量を削減すべく「我が家の CO_2」として環境家計簿の実施・普及に努めています。室蘭製鉄所では、約 30 名がモニターとなって取り組んでいます。

③工場見学など地域の方々とのコミュニケーションの推進。

平成 18 年 5 月　東町　イタンキ町会の皆さん
北海製鉄　第 2 高炉にて

プラスチック処理施設にて
家庭からのプラスチックが資源に変わる様子を熱心に見学されました。

見学者センターにて環境関連の概要説明

プラスチック処理施設にて

④輪西みどりの森づくり

室蘭製鐵所では、平成 17 年から輪西の丘に植樹活動をしています。

室蘭製鐵所が「郷土の森」である環境保全林を製鐵所の周囲に造成し始めてから、35 年になります。

当時、この郷土の森を造るべく、社員やその家族をはじめ、地域の方々にも「ドングリ拾い」に参加して戴き地域と一体となった植樹活動をして参りました。

洞爺湖やクッタラ湖周辺で集めたドングリの量は、約 7 トンにもなります。（約 7,000 名が参加）

室蘭製鐵所では、ベシボッケ（輪西）の丘に再び「みどりの森」をつくるべく、平成 17 年から地域の方々と社有地の一部に植樹活動を始めています。

植樹時期	名称	場所	数量(本)	樹木	植樹者
平成 17 年 10 月 23 日	輪西みどりの森 その－1	みゆき町社宅跡地 （システムアカデミー上方）	275	イボタ、イタヤカエデ、トチノキ、ミズナラ、クルミ等	輪西連合町会長 商店街理事長 労働組合 製鐵所関係者
平成 18 年 4 月 23 日	輪西みどりの森 その－2	柏木アパート跡地 （野球場横）	532	アオダモ(バット用材)、イボタ、アキグミ、ミズナラ等	室蘭シャークス 輪西連合町会長 商店街理事長 労働組合 製鐵所関係者
平成 19 年 5 月 9 日	輪西みどりの森 その－3	柏木アパート跡地 （野球場横）	532	アオダモ(バット用材)、イボタ、アキグミ、ミズナラ等	室蘭シャークス 輪西連合町会長 商店街理事長 労働組合 製鐵所関係者

平成 17 年 10 月　第 1 回植樹後の記念撮影

平成 18 年 4 月　室蘭シャークスと植樹する総務部長

⑤地域環境保全技術研修員の受け入れ

　独立行政法人　国際協力機構札幌国際センターを通じて世界の様々な国から地域環境保全技術研修員を受け入れています。

直近の研修生　来所状況

年　度	研修生の国名
15 年度	ボリビア、バングラディッシュ、インドネシア、中国、チリ
16 年度	インドネシア、モロッコ、フィリッピン、タイ、ドミニカ共和国
17 年度	メキシコ（2 名）、アルバニア、アフガニスタン、ラオス
18 年度	インドネシア、ケニア、ウガンダ、ベトナム

受入研修生

研修風景

北海製鉄　第 2 高炉にて

⑥環境・社会報告書や室蘭地域環境保全連絡会議等による情報開示の推進。

2006　環境・社会報告書

環境・社会報告書　英文版にも JICA 研修生受け入れを紹介しています。

► **Acceptance of trainees selected by the Japan International Cooperation Agency (JICA)**

Each year, Muroran Works, in cooperation with the Sapporo International Center of the Japan International Cooperation Agency, accepts trainees from all over the world, who come to study local environmental preservation technology. In October 2006, the Company invited five trainees from national environment ministries and research institutes of Indonesia, Kenya, Uganda and Viet Nam to undergo training related to environmental conservation measures and the plastic recycling business.

Japan International Cooperation Agency (JICA) URL http://www.jica.go.jp/

Trainees from four countries

4－2　(株)日本製鋼所室蘭製作所

当社では、ニッケル化合物の排出量や大気中濃度を調査し、排出削減に向けた取り組みを推進するとともに、アスベストの除去工事を実施しました。また、地域住民の方々の工場見学を積極的に進め、コミュニケーションの活発化と情報公開に努めています。

（１）環境調査結果

１）ニッケル化合物

当所に最も近接した御前水地区測定局におけるニッケル化合物の環境測定値が平成18年度、指針値0.025μg/m³を下回りました。

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
環境測定値（μg/m³）	0.026	0.027	0.017

μg：マイクログラム（百万分の１グラム）

（２）実施した対策等

１）ニッケル化合物削減対策

①圧延工場SUS（ステンレス）スラブ切断場の集塵機能力増強（新設）

圧延工場SUSスラブ切断場集塵機

②SUS（ステンレス）鋼板研掃機に集塵機設置

③圧延工場研削機新設（集塵機搭載型）

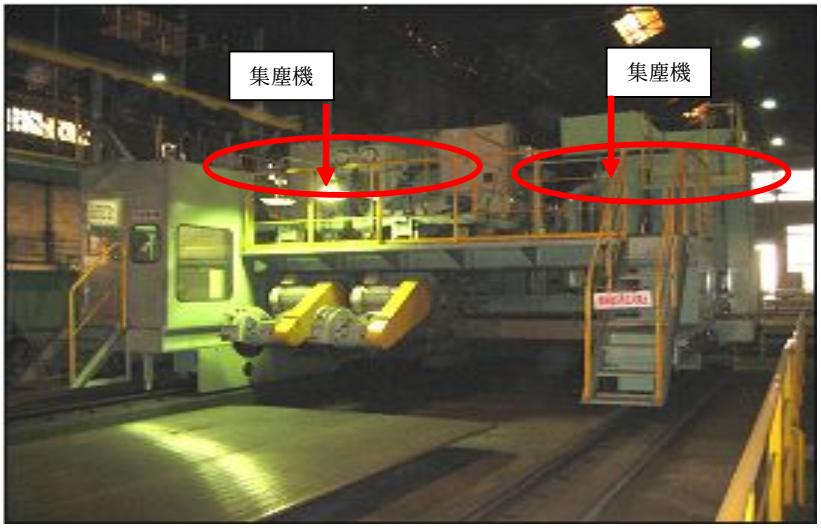

④圧延工場研磨機に集塵機設置

２）吹付アスベスト除去工事の実施

吹付けアスベスト使用建屋のアスベスト除去工事を１箇所完了しました。

アスベスト除去作業

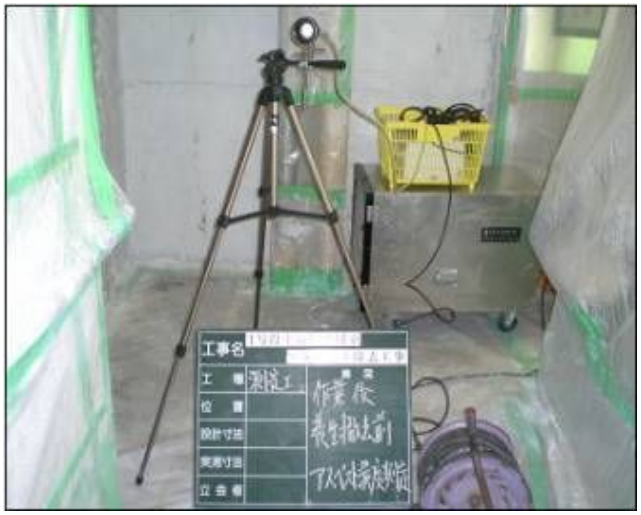

大気中アスベスト濃度測定

（３）今後の対策等

１）ニッケル化合物削減対策

排出削減として、引き続き集塵機の新設等を進めていきます。

２）アスベスト除去対策

吹付けアスベスト使用建屋は１箇所ありましたが、前述の通り除去が完了しました。

今後は現在進めているアスベスト含有製品の代替化を更に推進していきます。

（4）その他

1）環境報告書による情報公開

当社環境報告書 2006（平成 18 年 10 月発行）の中で ”環境保全への取組み ”として「ニッケル化合物の大気排出量削減」に関し、自主管理計画を作成して調査、改善を続けることを掲載しました。

環境報告書 2006

■ニッケル化合物の大気排出量削減

室蘭製作所では有害大気汚染物質の排出管理について、各種基準値に適合させるための調査、対応に取り組んでいます。2003年9月にニッケル化合物について健康リスク低減を図るための指針値が「年平均値25ng Ni/m^{3}以下」と制定されたのを受け、製作所内の作業状況を見直し、関連作業・工程の改善、関連設備の改善、新規設備の導入などを進めています。2005年度からは、地方自治体などとの連携により、自主管理計画を作成し、発生源の調査、環境負荷影響の調査などを進めています。

2）工場見学の実施
平成 18 年度は小・中・高校を含む 19 団体、536 名の地域住民の来社がありました。

小学校の工場見学

3）レクレーション施設の開設
御前水の旧社宅跡地にパークゴルフ場を平成 18 年 6 月に開設、地域の人々に憩いの場を提供し、平成 18 年度は約 3,000 人の来場がありました。

御前水パークゴルフ場全景

4）ＭＲ－21(21 世紀に向けた室蘭製作所の革命運動)レクレーション大会の実施
地域住民と従業員との楽しい時間を共有する交流の場を提供しております。

家族参加イベント

5）PCB（ポリ塩化ビフェニル）への対応

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法」に従い、使用済み PCB 含有廃棄物を適正に保管・管理し、行政への届出を行っています。

保管状況（屋内で施錠した鋼製容器に保管）

6）環境産業の推進

新エネルギー　風力発電システム

当社は風車発電システムを事業化し①エンジニアリング、②風車販売及び設置、③ブレード及びタワーの製造を行っています。この中で、ブレード(羽根）に関しては 2005 年度下期より室蘭製作所構内において製造を開始しています。

構内に設置した 2,000kWh 風車

4－3　新日本石油精製(株)室蘭製油所

当社では、ベンゼンの自主管理計画が平成 15 年度に終了しましたが、その後もベンゼン削減に向けた取り組みを推進するとともに、アスベストの大気濃度調査や除去工事を進めています。

また、地域住民の方々の工場見学等を積極的に進め、情報公開に努めています。

（1）環境保全計画の対象物質

新日本石油精製(株)室蘭製油所では有害大気汚染測定対象物質のうち、弊所で該当するベンゼンについて環境保全計画を策定しています。

（2）環境保全計画の実績

1）ベンゼン排出量

平成 18 年度のベンゼン排出量は下表のとおりの結果となりました。

単位：t/年

	排出目標	排出量
ベンゼン排出量	3.9	4.6 (3.5)

（　）内は前年排出量

排出量が目標および前年対比で増加した要因としてはガソリンやベンゼンの出荷量が前年比 10～20%増加したことが挙げられ、後述する排出削減対策を計画、実施することにより削減に努めます。

2）排出削減対策

①ガソリンの固定屋根式タンク改造

平成 22 年までガソリンの固定屋根式タンクの構造を内部浮屋根式タンクへ計画的に改造する予定です。これによりタンク 1 基当たり年間 0.2～0.3t 程度のベンゼン排出量が削減される見込みです。

3）事業所周辺濃度の把握

弊所敷地境界部の 5 ヵ所について毎月 1 回ベンゼン濃度の測定を実施し、弊所周辺の大気環境濃度の把握に努めました。平成 18 年度の各測定箇所の平均値は下表のとおりで環境基準(3μg/m³以下）をクリアしています。

単位：μg/m³

	測定箇所①	測定箇所②	測定箇所③	測定箇所④	測定箇所⑤
ベンゼン濃度	0.28	0.24	0.25	0.40	0.29

測定点図

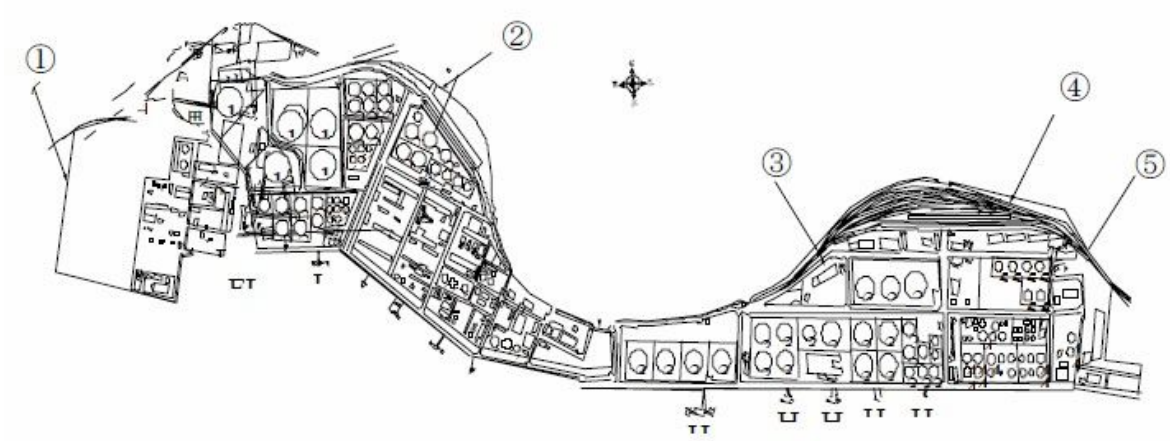

4）情報の提供

地域住民の皆様に対する理解の増進を図る等のため、環境保全計画による取組の状況等の説明を主体とした近隣町会の製油所見学会を平成 18 年 11 月に 5 回開催し、情報提供に努めました。

（3）環境保全計画以外の取組み

計画外では以下のとおり環境関連対策の取組みを実施しました。

1）アスベスト対策

平成 18 年度は 17 年度に引き続き以下のアスベスト対策を実施しました。

①吹付けアスベスト撤去工事

構内吹付けアスベスト使用建屋のアスベスト除去工事を計画し、平成 17 年度の 4 箇所の除去工事に加え、18 年度では残り 10 箇所の撤去工事を行い、全建屋の除去工事が終了しました。

アスベスト除去工事中

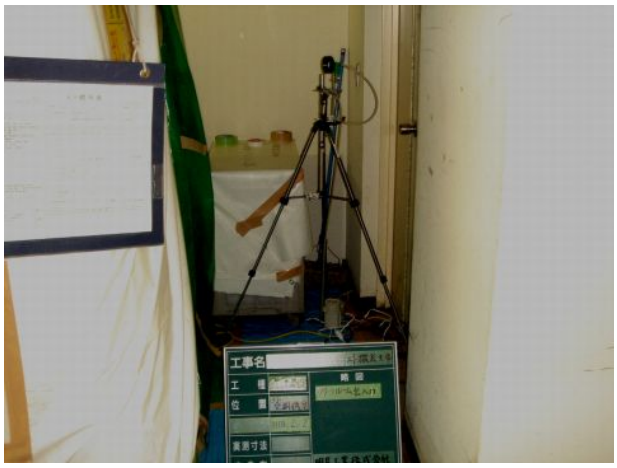

除去工事現場の大気中アスベスト濃度測定

②吹付けアスベスト使用建屋環境濃度測定

平成 17 年度に吹付けアスベストを撤去した 4 箇所の建屋を含め、平成 18 年度は構内建屋 14 箇所の濃度測定を実施しました。その測定結果は 0.001～0.002（f/cm³）で厚生労働省告示の管理濃度 0.15（f/cm³）を下回っています。

2）地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止対策の一環として、省エネルギーの推進を毎年取り組んでおり、目標として掲げた製油所の燃料使用量の前年比 1%削減を達成しました。

3）廃棄物対策の充実

当社では全社的に廃棄物のゼロエミッション（埋立て処分率 1%以下）を目標に掲げ、2006 年度の当所実績では 0.1%未満の結果となり目標を達成しました。

4）地域貢献活動の推進

当所では近隣地域との共生を目指し、地域貢献活動について数々の取り組みを展開しておりますが、平成 18 年度に重点的に取り組んだ内容を紹介します。

①近隣町会製油所見学会

近隣町会の方々を製油所に招き、製油所の環境対策、地域貢献活動の紹介および所内見学等を行い、意見交換等を行っています。

②近隣町会新年餅つき参加

近隣町会主催の新年餅つき大会に参加し、町会の皆様と交流を深めています。

③地域向け広報誌の作成

平成 19 年 1 月から新たに地域向け広報誌をホームページに掲載し、情報公開の速報性に寄与しています。

5）その他の環境貢献活動

①ENEOS の森活動

全社的に森林保全ボランティア活動を展開しており、当所では千歳市の国有林で日常管理を行っている「北の森 21 運動の会」の支援を受け、植樹・間伐などのボランティア活動を年 1 回開催しています。

6）CSR（企業の社会的責任）レポートの発行

CSR レポートを年 1 回発行し、環境情報の開示に努めています。

CSR レポート 2006

（4）平成 19 年度以降の計画について

平成 18 年度実績を踏まえた 19 年度以降の計画につきましては、平成 17 年 5 月に策定した計画を継続することとします。

4－4　日鐵セメント(株)

当社では、ダイオキシン類とベンゼンの大気濃度の調査を実施し、ともに基準値を大きく下回りました。また、リサイクル資源（廃棄物・副産物）をセメント原料及び燃料代替として積極的に活用することにより、循環型社会構築への貢献及び省資源・省エネルギーの推進に努めるとともに、公害防止設備の保全強化などにより環境負荷の低減に取り組んでいます。

（1）環境保全計画に基づく環境測定実施結果

1）ダイオキシン類

セメント焼成炉は廃棄物を処理していることから排ガス中のダイオキシン類を定期的に測定するとともに、平成 17 年度よりダイオキシン類の大気環境測定も実施しています。

①測定日等

サンプリング位置	当社事務所屋上
サンプリング期間	平成 19 年 3 月 22 日～平成 19 年 3 月 29 日

②測定調査の結果、当社事務所屋上におけるダイオキシン類及びコプラナーPCB の環境濃度は 0.018pg-TEQ/m^3で、環境基準の 0.6pg-TEQ/m^3を下回る値となっています。

	ダイオキシン類+コプラナーPCB 濃度 pg-TEQ/m^3	環境基準 pg-TEQ/m^3
平成 17 年度	0.023	0.6 以下
平成 18 年度	0.018	

※ pg ：ピコグラム（1 兆分の 1 グラム）　例 0.000000000001g

2）ベンゼン

有害大気汚染物質でモニタリング対象物質であるベンゼンの環境濃度について、新たに調査しました。

①測定日等

サンプリング位置	当社事務所屋上
サンプリング期間	平成 19 年 3 月 22 日～平成 19 年 3 月 23 日

②測定結果

測定調査の結果、当社事務所屋上におけるベンゼンの環境濃度は 0.87μg/m^{3}で、環境基準（3μg/m^{3}以下）を満足する値となっていることが確認できました。

実測濃度　μg/ m^3	環境基準　μg/ m^3
0.87	3 以下

（2）EMS(ISO14001)などによる環境改善への取り組み

当社では、平成 13 年 7 月に ISO14001 の認証を取得し、環境改善に取り組んでいます。

1）環境関連法等その他の要求事項の順守

ばい煙発生施設の法定測定(ばい煙・ばいじん・ダイオキシン類)、各集塵機の機能維持(バグフィルターの濾布・電気集塵機の放電線取替等)、PCB の保管管理、浄化槽の定期点検や法定測定等の実施を徹底しています。

特に法定測定の結果で、基準越えはありませんでした。

セメントサイロ上バグフィルター

キルン電気集塵機

2）リサイクル資源(廃棄物・副産物)をセメント原料及び燃料代替として積極的に活用することによる循環型社会構築への貢献

①廃プラスチック燃料化設備竣工

平成 18 年 5 月 30 日に竣工式を執り行い、6 月からの負荷試運転を経て、現在順調に稼働中です。

②その他、下水汚泥・廃タイヤなどのリサイクル資源化も積極的に推進しています。

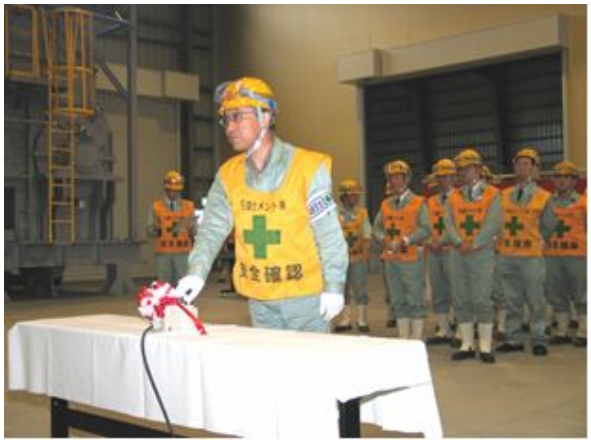

3）省資源・省エネルギーの積極的推進による地球環境の保全・改善

リサイクル資源の活用による天然資源(原燃料)の使用量の削減、生産機器の効率向上を目指した運転基準の随時見直しや照明機器の省エネ型への順次切り替えなど、省資源・省エネルギーを積極的に推進しています。

4）従業員への環境教育

新規採用及び転入時教育・自覚教育・内部環境監査員研修会等の実施や、内部環境監査員の養成、環境講演会など環境関連行事への積極的参加により、従業員の環境教育を随時実施しています。

5）その他

工場見学など地域の方々とのコミュニケーションの推進、事務所・工場周辺の緑化の推進等に努めています。

（3）平成 19 年度の計画

平成 19 年度の計画は、当初の計画通り実施していきます。

計　画　内　容	
概　　要	平成 19 年度
当社で取り扱う原料・燃料より有害大気汚染物質等の推定される対象物質を特定し、その環境負荷を調査・把握する。	①対象物質の再特定 ②測定調査の継続 ③調査結果の再検証

4－5　三菱製鋼室蘭特殊鋼(株)

当社では、今年も排出ガスの重金属類の調査を行い、排出濃度が極めて低レベルであることを確認しました。

また、ガスの他にも VOC 排出量の削減に向けた取り組みを開始し、更に、エネルギー低減として、輸送エネルギーに着目した活動も進めています。

（1）平成 18 年度実績

当社溶解炉（LF 設備）からの排出ガスについて、一昨年に引き続き、原料・燃料から推定される対象物質として、以下の重金属を選定して排出調査を行い、環境に影響を及ぼすと思われる値ではありませんでした。

種　別	ニッケル	鉛	マンガン	クロム	フッ素
測定値（mg/m^3）	0.18 未満	0.18 未満	0.18 未満	0.18 未満	0.03 未満

新たな取組として、VOC の排出量削減と、輸送エネルギーの低減を進めています。
VOC の排出量削減につきましては、主要対象設備である矯正機での、含有物質使用量の把握を行いました。

期　間	H18/4-6	7-9	10-12	H19/1-3
矯正機用油（kl/月平均）	1.65	1.36	1.36	1.36

輸送エネルギーの低減につきましては、主要輸送手段である船舶の効率的な配船を進めることにより、輸送エネルギーの低減を進めています。

期　間	内航船寄港数平均（回/１航海）
H17 上期	1.98
H17 下期	2.04
H18 上期	1.90
H18 下期	1.89

内航船寄港の様子

（2）今後の対応

粉塵の一層の排出低減を目指し、鋳片を切断するガスカッターの集塵機改修工事の検討を進めています。

平成 18 年度は風力測定を行い、そのデータを元に、現在メーカーにて必用能力の選定を行っており、平成 19 年度には仕様の確定を行い、着工を進める予定です。

ガスカッター集塵機

VOC 排出量削減につきましては、使用量の削減を進めると同時に、対象物質を含まない油種の調査を進め、切り替えの検討を行う予定です。

輸送エネルギーの低減につきましては、今後はトラック輸送におけるエネルギー低減についても管理を行う予定です。

トラック輸送

4－6　(株)テツゲン室蘭支店

弊社は、新日鐵構内において、新日鐵(株)殿並びに北海製鉄(株)殿と共に「安全衛生」・「環境防災」を日頃よりご指導を頂きながら、「鉄鉱スラグ関連業務」・「回収ダスト関連業務」・「酸回収関連業務」・また「廃コンクリートの再生処理（RC 処理）業務」を行っている。

環境・リサイクルが我々のライフスタイルであることを自覚し、その業務を自負しています。室蘭市殿、各社殿と共に「廃棄物（リサイクル資源）＝循環型社会」の構築をめざして日々取り組んでいるところですが、更に今後も「環境保全・循環型社会推進」を、維持継続して行きます。

（1）調査結果

毎年、設備ごとに排出ガス濃度測定を実施し、基準を全てクリアしています。
環境改善は、H18 年度肥料工場において老朽更新と安全・環境対策等を実施しました。

平成 18 年度排出ガス測定結果

設　備	対象物質	法令基準	計量結果
ガス発生装置	ばいじん濃度（g/m^{3}N）	0.05	0.01 未満
	窒素酸化物濃度（mg/m^{3}N）	150	16
	硫黄酸化物量（m^{3}N/h）	0.96	0.001
廃塩酸回収設備	ばいじん濃度（g/m^{3}N）	0.15	0.05
	硫黄酸化物量（m^{3}N/h）	5.0	0.01 未満
	塩化水素濃度（mg/m^{3}N）	80	3.0
スラグ乾燥機	ばいじん濃度（g/m^{3}N）	0.5	0.08
	窒素酸化物濃度（mg/m^{3}N）	250	27
	硫黄酸化物量（m^{3}N/h）	1.0	0.12

「S-205 型・蒸気機関車」

石炭・コークスを積み込んだ台車を、幾度となく
御崎駅 ―テツゲン間　を往復した頃が懐かしい

（２）環境保全自主管理による設備改善

１）スラグ加工工場　肥料課
　老朽更新･安全環境対策実施：各設備の密閉、集じん等　安全環境対策の改善実施（H18 年下期）（発塵等の環境負荷の低減）

２）新日鐵構内回収ダスト（鉱石類回収粉）のペレット製造設備増強（平成 19 年予定）
　回収ダストの製品化設備は、今や構内業務において循環型環境設備の中枢を担っている。

肥料ポリ袋自動はい積み装置

集塵機（バグフィルター）とオーバーサイズライン・スクリューコンベア

（3）これからの対応

平成 19 年、公害防止設備の保全強化を推進し環境負荷低減を取り組みます。

1）推進項目

①各設備の、排出ガス濃度測定継続

②排出ガス測定項目濃度の低減対策検討

③老朽更新と、公害防止設備の保全強化推進

計　画　内　容		
推進項目（概要）	平成 19 年	平成 20 年
・排出ガス測定項目濃度の低減・管理推進	①対象物質の再特定	①対象物質の再特定
・公害防止設備の保全強化推進	②測定調査の継続	②測定調査の継続
・環境負荷の調査把握	③測定結果の再検証	③測定結果の再検証

有水式ガスホルダー

ガス発生装置(ガススクラバー)

4－7　黒崎播磨(株)室蘭石灰工場

黒崎播磨(株)室蘭石灰工場は、室蘭地域環境保全連絡会議要綱に基づき、有害大気汚染物質等の対象物による大気環境への環境負荷低減を目的とする環境計画を以下に策定する。

（1）環境保全計画

1）計画期間

平成 19 年 7 月から平成 21 年 3 月とする。

2）対象物質の選定

当社は、従来石灰石をロータリーキルンで焼成するため、排ガスに含まれる大気汚染物質（SOx ・NOx ・ばいじん）の測定を、「大気汚染防止法」に基づき年 6 回実施しており、これまで環境基準を超える排出の実績はなかったが、大気環境への負荷の一層の低減を図るため、保全計画を策定し実態調査や対策を推進するとともに、植樹等による構内環境の改善を進める。

5、有害大気汚染物質およびダイオキシン類の測定結果

本市では、一般環境中の有害大気汚染物質やダイオキシン類（北海道で調査）を測定し、大気の状況を把握するとともに、市内の事業者が環境負荷の低減のため自ら取り組む対策に役立てています。

（１）環境調査結果

１）平成18年度は、ベンゼン、ニッケル化合物、マンガン・その化合物及びダイオキシン類濃度について測定を実施しました。

①ベンゼンは全ての地点で環境基準を満たしており、経年変化でも減少傾向が続いています。

②ニッケルは減少傾向にあり、2地点とも指針値を下回りました。

③マンガン及びその化合物は基準となる値が示されていないため評価はできませんが、減少傾向が認められます。

④ダイオキシン類は３地点とも環境基準を満たしており、低い濃度で推移しています。

18 年度測定結果

(年平均値)

測定局名	ベンゼン (μg/m³)	ニッケル (μg/m³)	マンガン (μg/m³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)
御前水地区測定局	0.98	0.017	0.17	0.023
輪西地区測定局	2.3	0.010	0.21	0.045
汐見地区測定局	0.99	-	-	-
白鳥台地区測定局	0.53	-	-	0.017
環境基準（指針値）	3	(0.025)	-	0.6

ベンゼン：輪西地区は　毎月 1 回、12 回/年　測定
その他の地区は　隔月 6 回/年　測定
ニッケル・マンガン：毎月 1 回、12 回/年　測定
ダイオキシン類：4 回/年　北海道が測定

ベンゼン濃度の経年変化

（単位：μg/m³）

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
御前水地区測定局		2.3	0.89	1.7	1.2	1.0	1.1	0.65	0.98
輪西地区測定局	11	7.2	6.7	3.4	3.8	3.7	2.2	1.6	2.3
汐見地区測定局			1.9	2.6	1.7	1.6	1.7	1.4	0.99
白鳥台地区測定局			1.1	1.4	0.84	0.85	0.82	0.54	0.53

※輪西地区の H10 から H13 までの測定は、旧市民会館で実施。
※汐見地区の H12 の測定は、イタンキ交差点で実施。

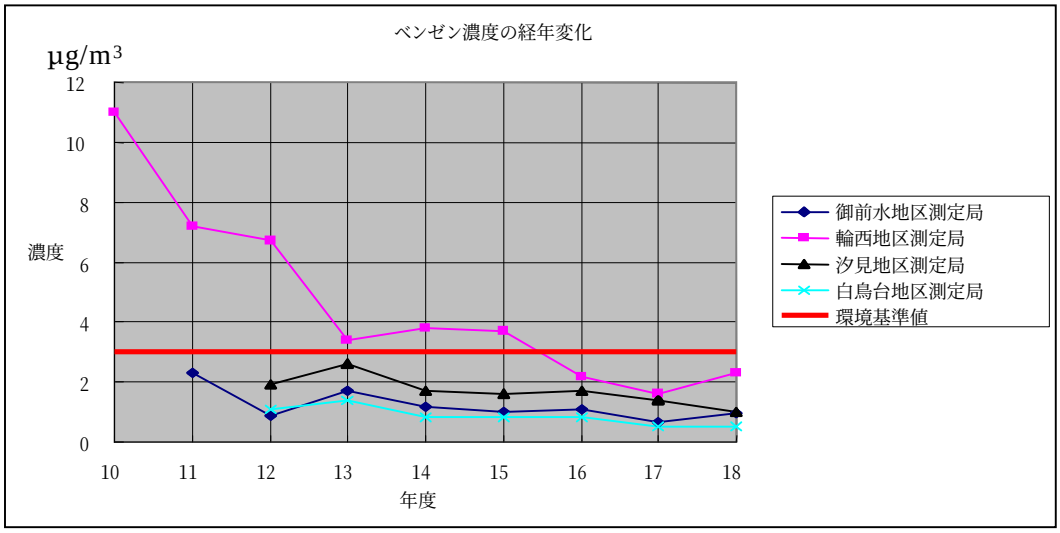

ニッケル・マンガン濃度の経年変化

（単位：μg/m^3）

測定地点	測定物質（測定回数）	H15	H16	H17	H18	指針値
御前水地区測定局	ニッケル化合物	0.10	0.026	0.027	0.017	0.025
	マンガン及びその化合物	0.21	0.18	0.099	0.17	—
輪西地区測定局	ニッケル化合物	0.012	0.0065	0.0091	0.010	0.025
	マンガン及びその化合物	0.21	0.21	0.13	0.21	—

ダイオキシン類年平均濃度の経年変化

単位：pg-TEQ/m^3※1

年度／測定局	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18※3	環境基準
御前水地区測定局	—	—	—	—	—	—	0.023	0.6
輪西地区測定局※2	0.028	0.030	0.057	0.019	0.017	0.020	0.045	
白鳥台地区測定局	—	0.015	0.0089	0.0085	0.014	0.014	0.017	

※1　TEQ(毒性等価換算濃度)はダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2.3.7.8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン(TCDD)に換算したもの。

※2　輪西地区測定局は、平成 13 年度まで旧市民会館で測定。

※3　18 年度は北海道で調査

2）有害大気汚染物質のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの過去の測定結果では、いずれも環境基準を満たしていました。

物質名	環境基準	測定箇所	H10	H11	H13	H14
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	200μg/m^3	輪西地区測定局	2 未満			
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	200μg/m^3	御前水地区測定局		0.40		
		輪西地区測定局	2 未満			
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	150μg/m^3	御前水地区測定局				0.79
		輪西地区測定局		1.2	1.4	
		汐見地区測定局				1.3

（2）今後の対応

1）ベンゼン

輪西地区測定局では､事業者による排出抑制対策により3年連続して環境基準を満たしました。

今後の更なる排出抑制対策による負荷の減少とともに昨年来の生産量の増加による負荷の増加も想定されることから、継続して測定を実施していきます。

2）ニッケル

２地点とも指針値を下回りましたが、高い濃度で推移していることから、継続して測定を実施していきます。

3）マンガン及びその化合物

基準となる値が示されていませんので評価はできませんが、16年度より減少傾向にあります。今後も継続して測定を実施し、推移を監視していきます。

4）ダイオキシン類

環境基準に照らし低い汚染レベルですが、有害性の高い物質であり、発生源が多様であることから、継続して測定を実施していきます。

5）他の有害大気汚染物質等

上記以外の有害大気汚染物質で、既に指針値が示されている物質のモニタリングを実施します。

有害大気汚染物質のうちモニタリング対象物質と基準値の制定状況等

平成 18 年 11 月

	モニタリング対象物質	環境基準	指針値	その他
1	アクリロニトリル		2μg/m³	
2	アセトアルデヒド			国で指針値を再検討
3	塩化ビニルモノマー		１０μg/m³	
4	クロロホルム		(※)　１８μg/m³	
5	酸化エチレン			国で指針値の議論開始
6	１，２－ジクロロエタン		(※)　１.６μg/m³	
7	ジクロロメタン	１５０μg/m³		
8	水銀及びその化合物		０．０４μgHg/m³	
9	テトラクロロエチレン	２００μg/m³		
１０	トリクロロエチレン	２００μg/m³		
１１	ニッケル化合物		０．０２５μgNi/m³	
１２	ヒ素及びその化合物			国で指針値の議論開始
１３	１，３－ブタジエン		(※)　２.５μg/m³	
１４	ベリリウム及びその化合物			国で指針値の議論開始
１５	ベンゼン	3μg/m³		
１６	ベンゾ[a]ピレン			
１７	ホルムアルデヒド			
１８	マンガン及びその化合物			
１９	クロム及びその化合物			

1、各基準値はそれぞれ「・・以下」の意味である。
2、(※)は中央環境審議会大気環境部会第八次答申（平成 18 年 11 月 8 日）の設定値。
3、網掛けは、調査済のもの。（3 物質）
4、網掛けは、調査中のもの。（3 物質）
5、網掛けは、19 年度に調査予定のもの。（6 物質）

（３）情報公開の推進

本報告書をはじめ、冊子「むろらんの環境」、広報紙、ホームページ、講演会などを通して本連絡会議の取り組みを周知しながら、環境情報の提供や情報公開に努めます。

冊子「むろらんの環境」

参　考

室蘭市環境基本条例

平成１８年３月２４日
条例第８号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等
　第１節　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第７条―第９条）
　第２節　環境の保全及び創造に関する施策（第１０条―第２２条）
　第３節　民間団体等の行動を促進する施策（第２３条―第２７条）
　第４節　地球環境保全及び国際協力（第２８条－第２９条）
第３章　環境審議会（第３０条―第３１条）
附則

私たちのまち室蘭市は、北海道の南西部に位置し、太平洋に面して美しい断崖が続く半島部と北部の丘陵地帯からなっており、室蘭岳をはじめ地球岬や測量山周辺等には貴重な動植物などが見られ、豊かな自然に恵まれています。

また、明治５年に開港し、特定重要港湾に指定されている「室蘭港」と、その周辺部に立地する製鉄、製鋼、造船、石油精製などの基幹産業を軸に北海道屈指の「工業港湾都市」として発展してきました。

一方では公害が社会問題化し、市民運動の高まりや国の法整備等を受けて、公害防止協定を締結するなど市民、事業者、市が一体となって公害の低減に努めてきました。

しかしながら、今日の社会は、豊かさや利便性が向上した反面、私たちの日常生活や経済活動により、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を生み出し、これらによる環境への影響は、地域のみならず地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球的規模で広がりを見せ、今や、人類の生存する基盤としての地球環境を脅かすまでに至っています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を等しく享受できる権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する環境を、良好で快適かつ希望の持てるものとして次の世代へ引き継がなければなりません。

このため、私たちは、環境に大きな負荷を与えている現在の生活様式や経済活動を見直し、先人の知恵や歴史に学びながら、環境に配慮した行動を心がけて良好な環境の保全と快適な環境の維持及び創造に努めるとともに、本市でこれまで培われてきた技術等を活用して地球的視野からの環境保全への取組を進めることが大切です。

このような認識のもとに、私たちは、互いに協力しながら責任と役割を果たし、人と自然が共生する豊かな環境を守り、育んでいくことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、ここに、室蘭市環境基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野

生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。

2　環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な社会の構築に向けて、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を認識し、自ら又は協働して積極的に取り組まなければならない。

3　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域の取組として積極的に推進されなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷が低減されるよう努めるとともに、その事業活動において、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用に努めなければならない。

3　前２項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第６条　市は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者と協働して取り組むよう努めなければならない。

3　市は、自らの事務及び事業に関し、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第１節　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第７条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1)　市民の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2)　人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多

様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。

(4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

(環境基本計画)

第８条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

２ 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(3) 前２号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

３ 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、第30条に規定する室蘭市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４ 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

５ 前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第９条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第２節 環境の保全及び創造に関する施策

(規制等の措置)

第１０条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

２ 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(経済的負担)

第１１条 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

２ 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

２ 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。

３ 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する産業の振興)

第１４条　市は、環境への負荷の低減に資する研究、技術及び製品の開発、役務の提供等を行う産業の振興が図られるよう努めるものとする。

（自然環境の保全等）

第１５条　市は、野生生物の多様性を損なうことがないよう適正に保護するため、その生息環境の保全に努めるものとする。

２　市は、人と自然が共生する緑豊かな環境の確保を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

３　市は、河川、海域等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（快適な生活空間の形成）

第１６条　市は、心の豊かさが感じられる快適な生活空間の形成を図るため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、美化の推進、歴史的遺産及び文化的遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究、監視等）

第１７条　市は、環境の保全及び創造に関する事項について必要な調査研究に努めるとともに、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

２　市は、特に人の健康を損なうおそれがある物質等について、調査研究、監視その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第１８条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（協定の締結等）

第１９条　市長は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、事業者との間で環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第２０条　市は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（滞在者等の協力）

第２１条　市は、旅行者その他の滞在者等に対し、市の実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力及び環境への負荷の低減を求めるため、必要な措置を講ずるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第２２条　市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

第３節　民間団体等の行動を促進する施策

（民間団体等の意見の反映）

第２３条　市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の意見を反映するよう努めるものとする。

2　前項の場合において、市は、児童及び生徒の意見について配慮するものとする。

（環境学習の推進）

第２４条　市は、民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的な活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境学習」という。）を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

２　前項の場合において、市は、特に児童及び生徒に対する環境学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第２５条　市は、民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、助成その他の必要な支援に努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第２６条　市は、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを民間団体等に適切に提供するよう努めるものとする。

（事業者の環境管理の促進）

第２７条　市は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第４節　地球環境保全及び国際協力

（地球環境保全の推進）

第２８条　市は、地球温暖化防止その他の地球環境保全に資するため、民間団体等と協働して施策の積極的な推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第２９条　市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第３章　環境審議会

（室蘭市環境審議会）

第３０条　環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、室蘭市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

（１）　環境基本計画に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

（組織等）

第３１条　審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員の任期は、２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

３　審議会の委員は、環境に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

４　前３項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３章及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

（室蘭市公害対策審議会条例の廃止）

２　室蘭市公害対策審議会条例（昭和４１年条例第３３号）は、廃止する。

平成 19 年度版
室蘭地域環境保全連絡会議報告書
平成 20 年 3 月発行
編集発行　室蘭地域環境保全連絡会議事務局
室蘭市生活環境部環境対策課

TEL　0143－23－2225
FAX　0143－23－2221
E-mail　kankyou@city.muroran.lg.jp